

～自動販売機（飲料）設置事業者の募集について（お知らせ）～

下記のとおり、自動販売機（飲料）の設置事業者を募集します。

令和6年2月5日

長崎県立長崎鶴洋高等学校寄宿舎運営協議会会長
松下 憲児

記

1 設置場所（設置可能台数）

寄宿舎玄関（2台）

2 設置期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

3 申込資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれに該当すると認められる者うち、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7項の規定に該当しない者であること。
- (6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。
- (7) 法人にあっては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては長崎県内に住所を有すること。
- (8) 自動販売機の設置及び運營業務について、3年以上の実績を有していること。
- (9) 長崎県税に関し、未納がないこと。
- (10) 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

4 申込

希望される方は、事前に申込書等の配付を受け、定められた受付期間内に必要書類を事務室へ提出してください。

＜申込書等配付期間・受付期間＞

令和6年2月5日（月）～令和6年3月5日（火）

5 設置事業者の決定方法

自動販売機業者選定委員会により、提出書類を総合的に評価・審査し、設置事業者を決定します。

6 その他

現場説明は実施しませんので、現況をご自身で確認して申し込んで下さい。

自動販売機設置事業者募集要項

長崎県立長崎鶴洋高等学校寄宿舍運営協議会

TEL : 095-871-5677

資料内容

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 1 募集から設置までの流れ | 1 枚 |
| 2 自動販売機（飲料）設置事業者 申込要領 | 4 枚 |
| 3 仕様書 | |
| ・ 自動販売機仕様及び管理運営上の遵守事項 | 2 枚 |
| ・ 位置図、平面図 | 各 1 枚 |
| 4 様式 | |
| ・ 自動販売機設置申込書(第1号様式) | 1 枚 |
| ・ 誓約書(第2号様式) | 1 枚 |
| ・ 仕様書等に関する確認事項(回答用紙)(第3号様式) | 2 枚 |

〈募集から設置までの流れ〉

①募集の公告
令和6年2月5日（月）

②資料の配布
令和6年2月5日（月）
※公告日以降

③申込受付期間
（長崎鶴洋高校事務室まで
持参又は郵送）
令和6年2月5日（月）
～令和6年3月5日（火）16時

④提出書類の確認
随時

⑤選定委員会の開催
令和6年3月上旬
～令和6年3月中旬

⑥設置事業者の決定
令和6年3月15日（金）までに

⑦契約締結

⑧自動販売機の設置
令和6年4月1日（月）から

⑨使用料の支払
令和6年4月30日（火）までに

⑩販売手数料等の支払

①募集の公告

事務室窓口・寄宿舍玄関への掲示、学校のホームページへの掲載

②募集要項（本案内書）の配付

申込書ほか関係書類を配布します。

③申込

自動販売機設置申込書（第1号様式）ほか関係書類の提出（郵送の場合は、簡易書留により、期限内に必着。）

④提出書類の確認

提出された書類は、随時、確認を行い、不備等があれば申込者に通知します。

⑤自動販売機業者選定委員会の開催

寄宿舍運営協議会会長から指名を受けた委員による自動販売機業者選定委員会により、提出書類を総合的に評価・審査し、設置事業者を決定します。

⑥設置事業者の決定

書面で選定結果を通知します。

⑦契約締結

寄宿舍運営協議会と決定事業者で契約を締結します。

〔なお、販売品目等に許可条件がある場合は、変更の承認を受けた後、契約締結となります。〕

⑧自動販売機の設置

貸付期間の初日に自動販売機を設置（電気使用量計測用子メーターの設置を含む。）してください。

⑨使用料の支払

寄宿舍運営協議会の指示により納付してください。

⑩販売手数料・電気料の支払

寄宿舍運営協議会又の指示により納付してください。

自動販売機（飲料）設置事業者申込要領

長崎県立長崎鶴洋高等学校寄宿舎運営協議会

長崎県立長崎鶴洋高等学校寄宿舎運営協議会（以下、「寄宿舎運営協議会」という。）では、下記の場所への自動販売機（飲料）の設置について募集を行いますので、次の各事項を承知した上で申し込みしてください。

1 募集事項

(1) 設置場所等

設置番号	施設名	所在地	設置箇所	設置面積 (㎡)	設置台(個)数	備考
1	長崎県立長崎鶴洋高等学校寄宿舎	長崎市深堀町 1-145-2	寄宿舎玄関	0.8程度	自販機 1 回収箱 1	寄宿舎運営協議会と契約
2	同上	同上	同上	0.5程度	自販機 1	

※設置面積には、使用済み容器回収ボックス（回収箱）設置部分・放熱余地・架台を含む。

※仕様書に添付している「位置図・平面図」を参照のこと。

(2) 設置期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとします。（契約の更新は行いません。）

ただし、寄宿舎運営協議会に対する県の公有財産使用許可が取り消された場合は、その取り消された日までの設置とし、取消に伴ういかなる費用負担も寄宿舎運営協議会が行わないものとします。

(3) 用途

自動販売機（飲料）の設置及び販売等運営に限るものとします。

(4) 販売手数料

- ① 自動販売機1台あたりの総売上額に「仕様書等に関する確認事項（回答用紙）（第3号様式）」に記入した販売手数料率を掛けて算出（円未満切り捨て）するものとします。
- ② 毎月月末締めで当月の総売上額及び販売手数料を計算し、寄宿舎運営協議会が指定する日までに計算書（任意様式）を提出し、現金又は、寄宿舎運営協議会が指定する銀行口座へ納入するものとします。

(5) 使用料

使用料は、設置面積に応じた次の表の金額に地域加算 1.2 と屋内加算 1.1 を乗じて得た額とし、毎年4月末日までに現金又は、寄宿舎運営協議会が指定する銀行口座へ納入するものとします。（県の基準に

より算出)

設置面積 (m ²)	単位	使用料
0.5 m ² 以下	1 台年額	4,100 円
0.5 m ² 超え 1.0 m ² 以下	1 台年額	8,200 円
1.0 m ² 超え 1.5 m ² 以下	1 台年額	12,300 円
1.5 m ² 超え	1 台年額	12,300 円に 0.1 m ² を増す毎に 820 円を加算した額

※設置面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地・架台を含む。

(6) 設置費用・電気料

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費を含む。又、配線工事が必要な場合は配線工事費を含む。）、移転費及び維持管理費その他必要とされる一切の経費は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な電気料は、月毎に計算しますので、寄宿舍運営協議会が発行する請求書に基づき、現金又は、寄宿舍運営協議会が指定する銀行口座へ納入するものとします。（納入期日等の詳細については、後日決定事業者と協議して決定します。）

(7) 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

別添「仕様書」のとおりとします。 ※仕様書で設置番号ごとに販売商品や容器等を指定しています。

2 申込資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申し込みすることができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれに該当すると認められる者うち、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7項の規定に該当しない者であること。
- (6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。
- (7) 法人にあっては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては長崎県内に住所を有すること。
- (8) 自動販売機の設置及び運営業務について、3年以上の実績を有していること。

- (9) 長崎県税に関し、未納がないこと。
- (10) 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

3 申込

希望される方は、事前に申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に必要書類を提出してください。

(1) 申込書等の配布（受付）期間及び配布（受付）場所

配布期間	受付期間	配布・受付場所
令和6年2月5日（月）から 令和6年3月5日（火）まで ※学校休日を除く。（下欄参照） ※9:00～16:00	令和6年2月5日（月）から 令和6年3月5日（火）まで ※学校休日を除く。（下欄参照） ※9:00～16:00	長崎市末石町157-1 長崎県立長崎鶴洋高等学校 事務室 電話 095-871-5677

※学校休日 令和6年2月10日（土）、11日（日）、12日（月）、17日（土）、18日（日）、23日（金）、
24日（土）、25日（日）、3月2日（土）、3日（日）

(2) 関係書類の提出方法

申込書等の受付期間内に上記受付場所へ提出してください。

（郵送による場合は、簡易書留により、令和6年3月5日16時必着。）

(3) 提出書類（提出部数各1部、但し、③～⑩は設置希望場所ごとに各1部）

	提出書類	法人	個人	備考
①	自動販売機設置申込書（第1号様式）	○	○	③、④、⑤、⑥は、 申込日から1月以内 に発行されたものに 限ります。（写し可） ⑩の（※）は、 自動販売機設置の際 に、底面より大きな架 台を敷く場合など、⑨ と縦、横の寸法（上か ら見た寸法）が異なる 場合に提出してくだ さい。
②	誓約書（第2号様式）	○	○	
③	登記簿謄本（履歴事項全部証明）	○		
④	住民票		○	
⑤	長崎県税に関し未納がないこと証する証明書	○	○	
⑥	消費税及び地方消費税の未納がないこと証する証明書	○	○	
⑦	営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し	○	○	
⑧	自動販売機設置の実績を証明する書類（任意様式）	○	○	
⑨	設置する自動販売機と使用済み容器回収ボックスのカタログ（寸法がわかるもの）（写し可）	○	○	
⑩	設置場所における自動販売機設置図面（平面図・立面図）	（※）	（※）	
⑪	販売商品ごとの種類、商品名、量、容器、標準小売価格、販売価格がわかる書類（一覧表）（任意様式）	○	○	
⑫	仕様書等に関する確認事項（回答用紙）（第3号様式）	○	○	

(4) 提出書類の確認

提出された書類は、随時、確認を行い、不備等があれば申込者に通知します。

なお、書類提出後に、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、参加資格を取り消すこととします。

また、設置予定の自動販売機や販売予定の商品が1の(7)に定める仕様に適合しないと認められる場合は、申込者に対し、自動販売機の機種変更や商品の変更を指示する場合があります。

4 設置事業者の決定

令和6年3月上旬から3月中旬にかけて、寄宿舍運営協議会会長から指名を受けた委員による自動販売機業者選定委員会により、提出書類を総合的に評価・審査し、設置事業者を決定し、令和6年3月15日(金)までに、書面で選定結果を通知します。

5 契約

寄宿舍運営協議会が書面で選定結果を通知した日から、学校休日を含めて7日以内に契約を締結することとします。

なお、選定結果で許可することとなっても販売品目等に許可条件がある場合は、変更の承認を受けた後、速やかに契約を締結することとします。

6 その他

(1) 現地(設置箇所)確認

現地(設置箇所)の確認が必要な場合は、学校休日を除く9:00~16:00に、長崎県立長崎鶴洋高等学校事務室で校内への立入手続を済ませてから行ってください。

(2) その他

本要領に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)及び寄宿舍運営協議会の指示によることとします。

(参考データ)

<寄宿舍>生徒数(寄宿舍生)の推移(各年4月当初)

区分	R3	R4	R5
人数	27	26	24

仕 様 書

(自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項)

1 設置場所

- (1) 施設名 長崎県立長崎鶴洋高等学校寄宿舎
- (2) 所在地 長崎市深堀町 1-145-2
- (3) 設置箇所 寄宿舎玄関 (別紙位置図及び平面図参照)

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積 (使用済み容器回収ボックスを含む。) は、「位置図・平面図」において示す各設置箇所の設置範囲に収まる大きさ (「自動販売機 (飲料) 設置事業者申込要領」 1-(1) の設置面積に示す大きさ) とし、高さは 2m 以内とすること。

(2) 環境対策

- ① 「ゾーンケーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」、「ヒートポンプ式」等の消費電力量の低減に資する技術を採用していること。
- ② 地球温暖化係数 (GWP) の低い、二酸化炭素 (CO₂)、炭化水素 (HC)、又はハイドロフルオロオレフィン (HFO1234yf) 等を冷媒として採用した機種とすること。
ただし、紙パック式の自動販売機については、いわゆる「代替フロン (地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号) による)」を認める。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

- ① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーターを設置すること。
- ② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS 規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

- ① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- ② 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ③ 使用済み容器回収ボックスは、原則として、設置面積を超えない範囲で「自動販売機 (飲料) 設置事業者申込要領」 1-(1) の個数で設置することとし、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、使用済み容器回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

なお、設置事業者の販売商品であるか否かにかかわらず、設置事業者の使用済み容器回収ボックスに投入されたものの全てを処理すること。

- ④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、PTAの指示に従うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- ⑥ PTAが承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。
- ⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品、容器及び販売価格

設置番号	施設名	販売商品	容器	販売価格
1	長崎県立 長崎鶴洋 高等学校 寄宿舎	飲料（清涼飲料水、乳飲料等） ※酒類は販売しないこと。	缶、ペットボトル、ビン （密閉式）	現在の販売価格 を上回らないこ と。
2	同上	飲料（清涼飲料水、乳飲料等） ※酒類、炭酸類は販売しないこと。	紙パック （密閉式）	

注) 「販売商品」欄は、販売予定商品として申込が可能なものを記載しています。個々の販売商品の合否は自動販売機業者選定委員会で決定されます。

自動販売機設置場所位置図

施設の配置図

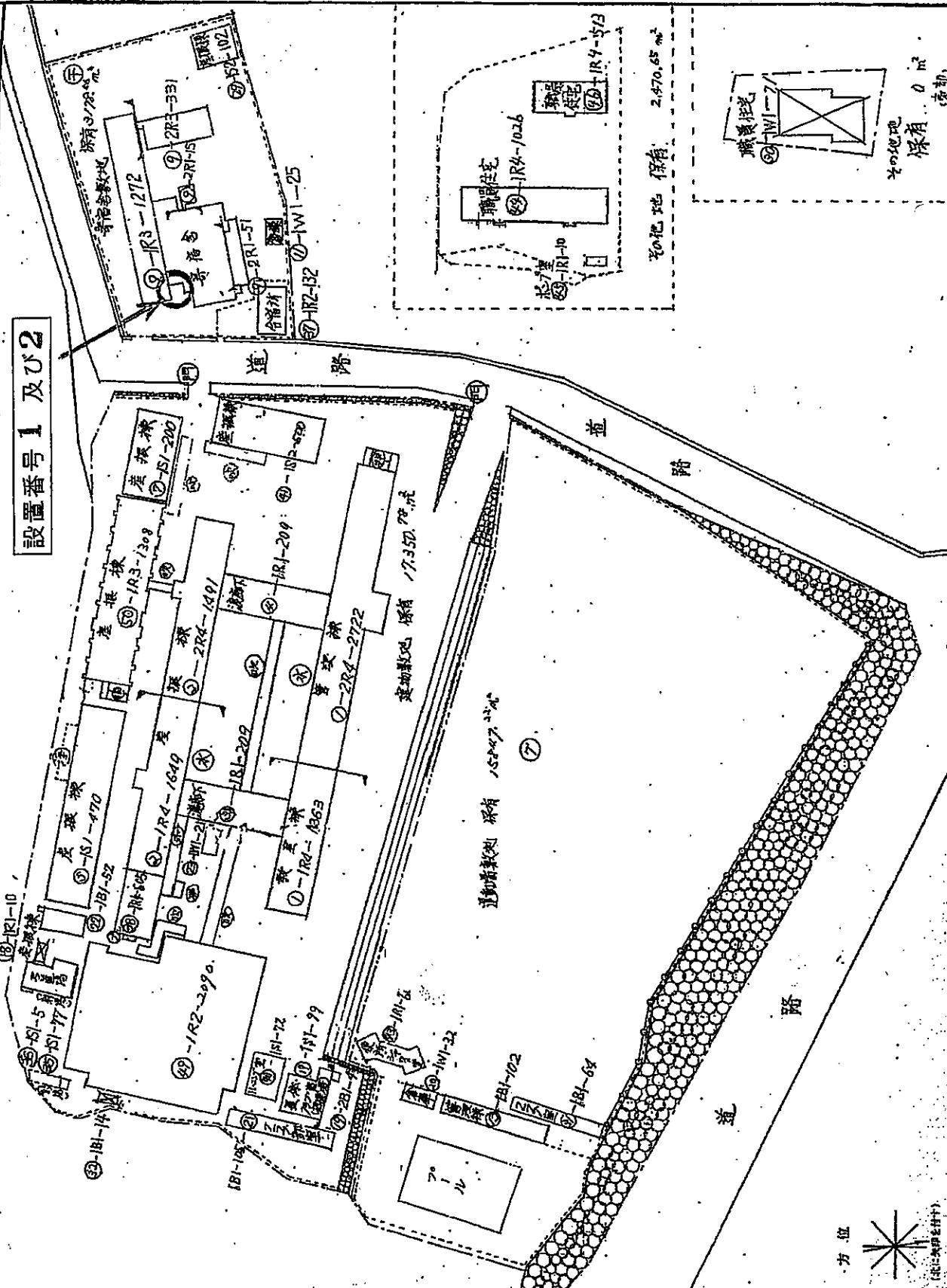
校舎

本校

設置番号

設置番号	設置場所	(学年)	設置時期
42	20	18	18

- 凡例
- ① 建物
 - ② 売場
 - ③ 倉庫
 - ④ 事務室
 - ⑤ 印刷室
 - ⑥ 図書室
 - ⑦ 体育館
 - ⑧ 校舎
 - ⑨ 校舎
 - ⑩ 校舎
 - ⑪ 校舎
 - ⑫ 校舎
 - ⑬ 校舎
 - ⑭ 校舎
 - ⑮ 校舎
 - ⑯ 校舎
 - ⑰ 校舎
 - ⑱ 校舎
 - ⑲ 校舎
 - ⑳ 校舎
 - ㉑ 校舎
 - ㉒ 校舎
 - ㉓ 校舎
 - ㉔ 校舎
 - ㉕ 校舎
 - ㉖ 校舎
 - ㉗ 校舎
 - ㉘ 校舎
 - ㉙ 校舎
 - ㉚ 校舎
 - ㉛ 校舎
 - ㉜ 校舎
 - ㉝ 校舎
 - ㉞ 校舎
 - ㉟ 校舎
 - ㊱ 校舎
 - ㊲ 校舎
 - ㊳ 校舎
 - ㊴ 校舎
 - ㊵ 校舎
 - ㊶ 校舎
 - ㊷ 校舎
 - ㊸ 校舎
 - ㊹ 校舎
 - ㊺ 校舎
 - ㊻ 校舎
 - ㊼ 校舎
 - ㊽ 校舎
 - ㊾ 校舎
 - ㊿ 校舎

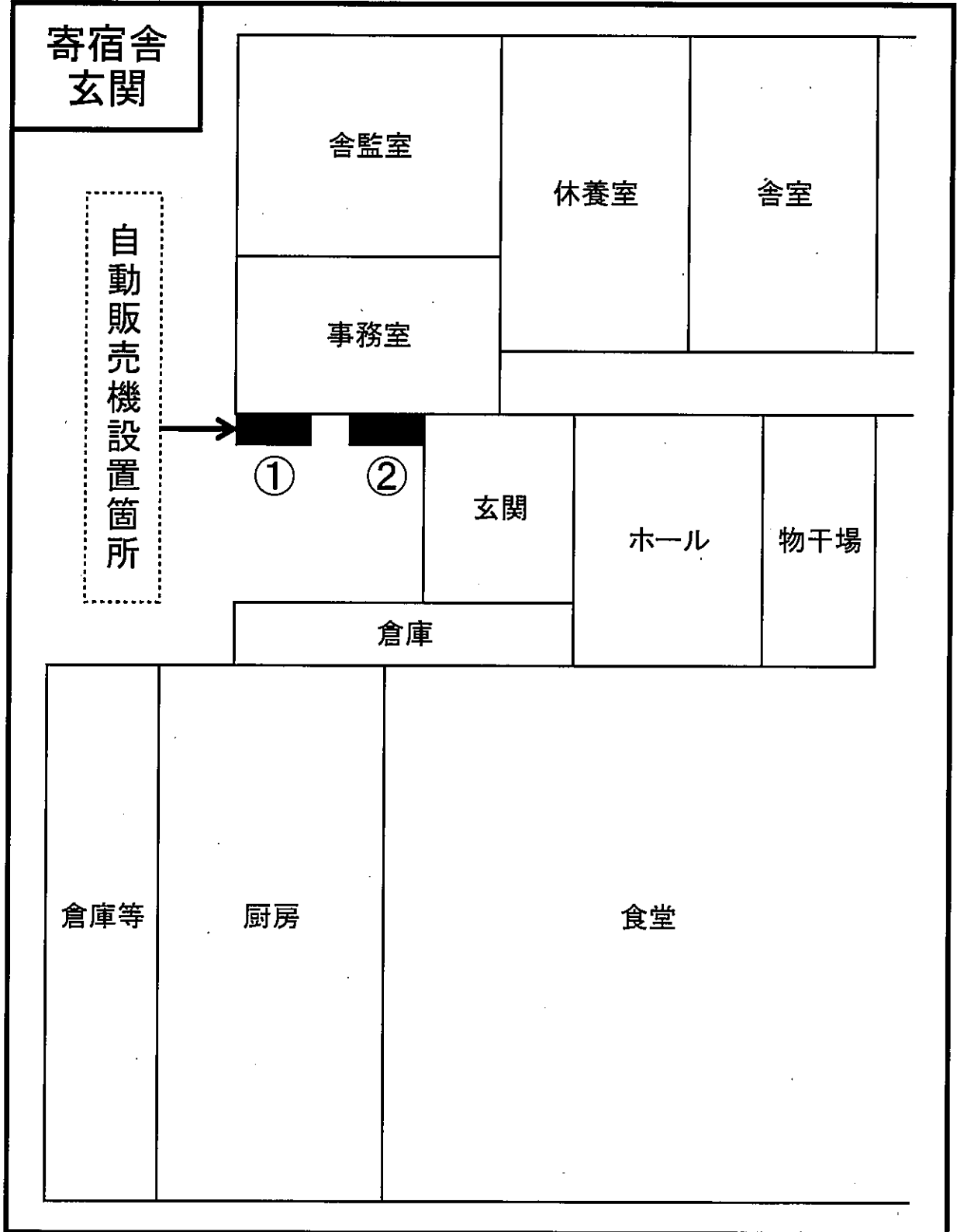


設置番号 1 及び 2

方位

5mm 方眼

自動販売機設置場所 平面図



自動販売機設置申込書

年 日 日

長崎県立長崎鶴洋高等学校運営協議会会長 様

(申請者) 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

下記のとおり自動販売機を設置したいので申し込みます。

記

1 設置期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

2 設置希望場所 ※「設置希望」欄の口に「レ」を付けてください。(複数希望可)

設置希望	設置番号	施設名	所在地	設置箇所	備考
<input type="checkbox"/>	1	長崎鶴洋高等学校寄宿舍	長崎市深堀町 1-145-2	寄宿舍玄関	缶、ペット、ビン
<input type="checkbox"/>	2	長崎鶴洋高等学校寄宿舍	長崎市深堀町 1-145-2	寄宿舍玄関	紙パック

3 添付書類 (提出部数各1部、但し、8～10は設置希望場所ごとに各1部)

No.	提出書類	法人	個人
1	誓約書 (第2号様式)	○	○
2	登記簿謄本 (履歴事項全部証明) ※コピー可	○	
3	住民票 ※コピー可		○
4	長崎県税に関し未納がないこと証する証明書 ※コピー可	○	○
5	消費税及び地方消費税の未納がないこと証する証明書 ※コピー可	○	○
6	営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し	○	○
7	自動販売機設置の実績を証明する書類 (任意様式)	○	○
8	設置する自動販売機と使用済み容器回収ボックスのカタログ (寸法がわかるもの) ※コピー可	○	○
9	設置場所における自動販売機設置図面 (平面図・立面図)	#込要領3-(3)参照	
10	販売商品ごとの種類、商品名、量、容器、標準小売価格、販売価格がわかる書類 (一覧表) (任意様式)	○	○
11	仕様書等に関する確認事項 (回答用紙) (第3号様式)	○	○

誓 約 書

年 月 日

長崎県立長崎鶴洋高等学校寄宿舎運営協議会会長 様

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、長崎県立長崎鶴洋高等学校寄宿舎運営協議会が実施する自動販売機設置事業者募集に係る申込にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 自動販売機の管理運営について3年以上の実績がありその管理・運営には支障ありません。
- 2 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当していません。
- 3 現在、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定にする、一般競争入札への参加を制限される決定を受けていません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当しません。
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しません。
- 6 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7項の規定に該当する者ではありません。
- 7 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者ではありません。
- 8 長崎県内に本店、支店又は営業所を有しています。（法人の場合のみ）
- 9 申込要領の記載事項を承知の上、申し込みますので、後日これらの事柄について一切の異議、苦情を申し立て致しません。

【関係法令】

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）より一部抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より一部抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）より一部抜粋

（観察処分）

第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、3年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

(1) 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。

(2) 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。

(3) 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

(4) 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

○長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）より一部抜粋

（公表等）

第33条

7 知事は、第31条第2項の勧告又は同条第3項の規定による契約解除の要求を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告等に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期間を定めて県が行う入札に参加させないこと等の必要な措置を講ずることができる。

第3号様式

仕様書等に関する確認事項（回答用紙）

長崎県立長崎鶴洋高等学校奇宿舍運営協議会会長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

㊞

No	項目	確認内容	回答 ※該当する□に「レ」をつけること	補足説明 ※補足説明があれば記入すること
1	自動販売機の仕様	① 自動販売機の大きさ（容器回収ボックスの設置面積を含む）は、設置場所の設置範囲に収まる大きさ、高さであるか	<input type="checkbox"/> 収まる <input type="checkbox"/> 収まらない <input type="checkbox"/> わからない	
		② 省エネ、地球温暖化防止などの環境対策に配慮した機種であるか	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
2	自動販売機の設置	③ 電気使用量測定用の子メーターは設置できるか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	
		④ J I S規格等に準拠した転倒防止措置を講じることができるか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	
3	自動販売機の管理運営	⑤ 食中毒事故発生時の損害賠償（損害賠償保険に加入など）に対応できるか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	
		⑥ 賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理ができるか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	
		⑦ 制御タイマーの取付などで商品の販売時間帯を制限できるか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	
		⑧ 使用済み容器回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理ができるか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	
		⑨ 設置事業者の販売商品であるか否かにかかわらず、使用済み容器回収ボックスに投入されたものは、きちんと処理できるか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	
		⑩ P T A等の指示、故障、苦情等に責任もって対応できるか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	
4-1	販売商品	⑪ P T A等から商品の変更を求められた場合、すぐに対応ができるか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	

4-2 販売価格及び販売手数料

- 1 希望している設置番号の「回答」欄に、販売価格と販売手数料をパーセント（％）で記入して下さい。
- 2 希望していない設置番号の「回答」欄には、斜線を引いて下さい。

設置番号① [購買部周辺 (缶、ペットボトル)]

項目	確認内容	回答	補足説明
販売価格	販売価格は、標準小売価格の平均何％か ※算出方法は下記のとおり	%	
販売手数料	販売手数料は、月ごとの売上総額の何％を寄 宿舎運営協議会できるか	%	

※別途提出する「販売商品の一覧表（様式任意）」において次の式で算出することとします。

$$\text{販売価格の合計} \div \text{標準小売価格の合計} \times 100 \quad (\text{少数点第1位を四捨五入し整数にすること})$$

設置番号② [購買部周辺 (紙バック)]

項目	確認内容	回答	補足説明
販売価格	販売価格は、標準小売価格の平均何％か ※算出方法は設置番号①と同じ	%	
販売手数料	販売手数料は、月ごとの売上総額の何％を寄 宿舎運営協議会へ納入できるか	%	

5 その他

項目	確認内容	回答	補足説明
設置希望がなかった場合の随意契約の協議への参加	寄宿舍玄関に設置希望がなかった場合は、購買部周辺に決定した設置事業者と販売価格と販売手数料を別途協議の上、随意契約を行う予定だが、協議に応じることができるか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> わからない	